

# 遠隔妊産婦モニタリング体制整備費補助金実施要綱

令和4年1月1日

保健医療部長決裁

## 1 目的

この事業は、複数の分娩取扱施設の胎児心拍陣痛図等の医療情報等を、ネットワーク通信を利用して連携し、核となる周産期母子医療センターにおいて、産科専門の医師等が集約的に妊産婦の医療情報等をモニタリングし、現場の医師等に対し適切な助言を行うシステム（以下「遠隔妊産婦モニタリング支援システム」という。）の整備等を促進すること等により、より安心・安全なお産環境確保のための周産期医療の質の向上とともに、他の診療科と比較して少数かつ長時間勤務が余儀なくされている産科医療に従事する医師の勤務環境の改善を目的とする。

## 2 遠隔妊産婦モニタリング事業

### (1) 実施主体

周産期母子医療センターの開設者のうち県が適当と認めるものを対象とする。

### (2) 接続医療機関

遠隔妊産婦モニタリング支援システムに接続し、実施主体となる周産期母子医療センターによる遠隔支援を受ける分娩取扱施設を「接続医療機関」という。

### (3) 整備基準

整備する遠隔妊産婦モニタリング支援システムについては、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準ずるものとして、埼玉県知事が適当と認めたものとする。

① 複数患者のモニタリング体制については、原則として以下の項目を満たすこと。

- 胎児心拍陣痛図等の医療情報等については、実施主体となる周産期母子医療センターにおいて同一の形式で表示されるシステムを有すること。
- 常時モニタリングが必要ではない事項(既往歴、画像情報、妊娠経過等)については、実施主体となる周産期母子医療センターと共有可能なものとする。

- ② ①の実現に必要な、複数の医療機関の妊産婦の胎児心拍陣痛図等の共有を可能とするサーバーシステムを有すること。
- ③ 接続する各医療機関の既存システムを②のサーバへ対応させること。
- ④ 接続医療機関等の医師等と実施主体となる周産期母子医療センターの医師等が必要十分な議論が行えるよう、適切なテレビ会議システム等を有すること。
- ⑤ 本事業が安全に実施できるよう必要な情報セキュリティ対策が講じられていること。

#### (4) 運用方針

- ① 本システムは、所在地を異にする複数の医療機関で体制を構築するものとし、接続する医療機関間において、遠隔妊産婦モニタリングの運用に係る調整等を行う運営委員会を設置し、1の目的に従い運営に関する必要事項を定め、実施主体となる周産期母子医療センター主導の下、十分な協力体制の上で本事業を実施するものとする。
- ② 実施主体となる周産期母子医療センターには、産科専門の医師等（原則として、周産期医療の経験を5年以上有し、妊娠管理・分娩管理において胎児心拍陣痛図等を適切に判読可能な能力を有する医師等であること。）を配置し、常時、遠隔妊産婦モニタリングが可能な体制をとること。
- ③ 実施主体となる周産期母子医療センターの産科専門の医師等は、接続医療機関等に入院または外来受診している妊産婦のうち、接続医療機関が支援を希望する対象妊産婦の胎児心拍陣痛図等を遠隔から集約的にモニタリングし、複数の妊産婦の状況変化を効率的に把握すること。  
また、必要に応じて、現場の医師等に急速遂娩、母体搬送等の医療介入の方針等について適切な助言を行うこと。
- ④ 本事業は、別に知事が定める地域において実施する。
- ⑤ 本事業の実施に当たっては、厚生労働省の発する「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守するものとする。
- ⑥ 本事業の実施主体となる周産期母子医療センターは、遠隔妊産婦モニタリング支援システムにより情報連携を行った全ての妊産婦及びその胎児（新生児）について、第3号様式別紙（4）「事業実施状況報告書」を作成し、第3号様式「遠隔妊産婦モニタリング体制整備費補助金事業実績報告書」とともに、これを県に提出すること。

### 3 モバイル分娩監視装置整備事業

#### (1) 実施主体

2の遠隔妊産婦モニタリング事業の実施主体となる周産期母子医療センターまたは接続医療機関の開設者。

#### (2) 整備基準

場所を選ばず妊産婦に装着し、胎児心拍陣痛図等の医療情報等をワイヤレスで遠隔地に送信できるものであること。

#### (3) 運用方針

モバイル分娩監視装置本体を接続医療機関等に配置し、妊産婦の搬送時に救急車に搭載するなどして、搬送中の妊産婦の容態変化の把握等に用いること。

### 4 その他

本事業の実施に必要な事項であって本要綱に定めのない事項については、埼玉県保健医療部医療整備課と協議の上、決定する。

### 附 則

この要綱は令和4年4月1日から適用する。